

現 行	新 (平成27年度修正)	修正理由
<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位(特別警戒水位) <u>氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、特に警戒にあたることを必要とする水位をいう(法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位)。</u></p> <p>(9) 氾濫危険水位(危険水位) 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。</p> <p>(10) ～ (12) (略)</p> <p>第 5 章 洪 水 予 報 ・ 水 防 警 報 等</p> <p>第 1 節 洪 水 予 報 等</p> <p>(1) 国土交通大臣が発表する洪水予報及び水位情報 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁(熊本地方気象台)が共同して行う洪水予報について、水防本部長は、国土交通大臣から、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通報するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 水位周知河川 水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位情報[特別警戒水位(避難判断水位)]の通知を行う河川については、資料編【Ⅲ-5】のとおり。</p>	<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位 <u>市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</u></p> <p>(9) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。 <u>市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</u></p> <p>(10) ～ (12) (略)</p> <p>第 5 章 洪 水 予 報 ・ 水 防 警 報 等</p> <p>第 1 節 洪 水 予 報 等</p> <p>(1) 国土交通大臣が発表する洪水予報及び水位情報 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁(熊本地方気象台)が共同して行う洪水予報について、水防本部長は、国土交通大臣から、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通報するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④ 水位周知河川 水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位情報[特別警戒水位(氾濫危険水位)]の通知を行う河川については、資料編【Ⅲ-5】のとおり。</p>	<p>国交省通知による</p> <p>国交省通知による</p> <p>国交省通知による</p>

現 行			新 (平成27年度修正)			修正理由																														
<p>第 5 章 洪水予報・水防警報等</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が発表する水防警報</p> <p>水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を発令したときは、直ちに、その警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに、県水防本部へ通報するものとする。なお、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて、関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出勤、その他の措置をとらせるものとする。</p> <p>① 水防警報の種類と発表基準</p> <p>水防警報の種類と発表基準については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機～ 出勤</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警 戒</td> <td>洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>厳 重 警 戒</td> <td>洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② ～ ⑥ (略)</p>			種類	内 容	発 表 基 準	待機～ 出勤	(略)		警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。	厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。	解 除	(略)		<p>第 5 章 洪水予報・水防警報等</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が発表する水防警報</p> <p>水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を発令したときは、直ちに、その警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに、県水防本部へ通報するものとする。なお、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて、関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出勤、その他の措置をとらせるものとする。</p> <p>① 水防警報の種類と発表基準</p> <p>水防警報の種類と発表基準については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機～ 出勤</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警 戒</td> <td>洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>厳 重 警 戒</td> <td>洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② ～ ⑥ (略)</p>			種類	内 容	発 表 基 準	待機～ 出勤	(略)		警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。	厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。	解 除	(略)		<p>国交省通知による</p> <p>国交省通知による</p>
種類	内 容	発 表 基 準																																		
待機～ 出勤	(略)																																			
警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。																																		
厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。																																		
解 除	(略)																																			
種類	内 容	発 表 基 準																																		
待機～ 出勤	(略)																																			
警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。																																		
厳 重 警 戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。																																		
解 除	(略)																																			